

安全協定第 9 条で規定する L C O 逸脱事象

●島根原子力発電所 2 号機 運転上の制限の逸脱について

2 月 2 0 日 1 8 時 3 0 分頃、運転中の島根原子力発電所 2 号機（沸騰水型、定格電気出力 8 2 万キロワット）において、重大事故等発生時における原子炉格納容器内の水素および酸素の濃度を監視する格納容器雰囲気モニタ※¹の一部に不具合が発生したことから、中国電力(株)は同日 1 9 時 0 0 分、原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足しない状態※²であると宣言。

その後、調査の結果、当該設備を構成する機器のうち水素濃度計測データの伝送器※³に不具合があることを確認したことから、当該機器を交換し、設備を復旧したことにより、2 月 2 2 日 1 8 時 4 0 分、運転上の制限を満足しない状態から復帰。

※ 1 原子炉格納容器内の水素および酸素の濃度を監視することを目的とした設備。通常運転中も作動しており、継続的に監視している。

※ 2 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限では、重大事故等発生時において格納容器水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であることが必要となる。本事象では、重大事故等発生時において動作する 2 系統の監視設備のうち、1 系統に不具合が発生したことから運転上の制限を満足しない状態であると判断したもの。

※ 3 計測データを中央制御室内にある格納容器雰囲気モニタの制御装置に送る機器。

(中国電力(株)公表済)

《県の対応》

2 月 2 0 日 2 1 時 0 0 分より、島根原子力発電所構内において、松江市と合同で立入調査を実施

①現場状況の確認

- ・運転上の制限を逸脱した場合に速やかに取るよう定められた措置が実施済であること、別系統の格納容器雰囲気モニタで監視が継続できていること等を聴取

②環境等への影響の有無の確認

- ・発電所の排気筒モニタ、放水路水モニタ及び敷地境界モニタリングポストの値を確認し、平常の値であり環境への影響がないことを確認

その後、2 月 2 6 日に中国電力(株)から以下の内容を聴取

- ① 原因調査の結果、不具合の原因は格納容器内の水素濃度の測定データを指示計・警報器等へ送る伝送器の故障であり、当該伝送器以外には不具合はない
- ② 当該伝送器を取り替える等の措置を行い、不具合のあった格納容器雰囲気モニタが復旧したことで、運転上の制限を逸脱した場合に行う措置が全て完了